

国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 審査申出書への押印等を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

国立市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。
第 8 条第 5 項中「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。